

2026 年 4 月 21 日

## 第 11 回 AI 時代の知的財産権検討会

生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関する  
プリンシプル・コード（仮称）（案）に関する意見

一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)

### 1. 総論について

生成 AI 技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護の両立に向け、権利者や利用者にとって安全・安心な利用環境を確保するプリンシプル・コードを策定する方針に賛同いたします。

特に、日本国内に拠点を持たない海外の生成 AI 事業者(以下、事業者という)であっても、日本向けにサービス提供を行う場合は本コードの適用対象とする方針(P.2)は不可欠であると考えます。しかし、現在顕在化している著作権侵害等の問題の事例は海外事業者によるものであることを踏まえると、法的拘束力のないソフトロー(自主規制)である本コードが、市場における競争コストに直結するにもかかわらず、海外事業者によって遵守されるかについては懸念があることは否定できません。

遵守する事業者が不利となり、無視する事業者が利益を得る、いわゆる「正直者が馬鹿を見る」との懸念を払しょくするためにも、知財事務局におかれましては、海外事業者に対し本コードをご周知いただき、ご理解を得るようご尽力をお願いします。さらに、遵守状況を把握・検証するための実効性のある監視・評価体制の構築を要望いたします。

さらには本コードを遵守する生成 AI 事業者が優位なインセンティブを受けるための良い方策や不利とならないための制度的配慮、国際連携による実効性の確保に向けた検討をお願いいたします。

権利者からは、懸念やご心配の声が寄せられてはおりますが、法規制や罰則的措置については、制度設計から実施までに相応の時間を要することに加え、変化の速い現状に迅速かつ実効的に対応していく観点から、まずは、本プリンシプル・コードの実効性のある運用に期待いたします。

### 2. 「この文書が示す原則及び例外」について

クローラなどの学習データの開示については、慎重な意見があることは承知しています。一方、「一億総クリエイター時代」とも言われる現在においては、個人クリエイターに

よるコンテンツが数多く生み出されています。著名作品の場合、その内容や表現は広く知られており、依拠性が問題となる場面は必ずしも多くありません。これに対し、広くは知られていない作品に酷似した AI 生成物が確認された場合においては、当該作品が学習に用いられたのか、また生成物がこれに依拠しているのかを権利者が立証することは極めて困難です。学習データの開示のみでこうした課題のすべてが解決されるわけではありませんが、少なくとも学習過程に関する一定の手掛かりが得られることで、権利者による調査・検証の実効性は大きく高まると考えます。

また【原則 1】において、他者の知的財産権を侵害しないことは当然ですが、海外事業者の一部には、日本の著作権法第 30 条の 4 を根拠に「日本での学習はいかなる場合も無制限に合法」という誤った拡大解釈が広まっているように見受けられます。現状、海外事業者に侵害状態を指摘しても、海外事業者は技術的措置を講じていることを理由に免責を主張し、結果として侵害状態が継続している深刻な事例も存在します。特に、いわゆる享受目的が併存する学習は、学習自体も違法となる点について、本コードおよび関連ガイドラインにおいて、海外事業者にも明確に伝わるよう明記するとともに、広く啓発していただくよう要望いたします。

【原則 2】および【原則 3】の【開示要求可能事項】において、対象となる「URL 等の情報」は、照会者が提示する公式サイト等の URL の多くは「学習ソースの場所」を特定しているのではなく、「著作物を特定するための参照情報」として提示しているに過ぎません。仮に、生成 AI が学習したソースが公式サイトではなく、動画共有サイトや SNS 等の第三者による転載、または海賊版サイト等であった場合、単に「公式サイト URL」の学習の有無を検索するのみの運用では「該当なし」と判断され、実態として作品が学習されている事実が見逃される懸念があります。とりわけ、同項目の括弧書きにある「(生成 AI 事業者において容易にアクセス及び確認可能なものに限る)」との付記が、提示された URL に係る作品内容と学習データとの照合といった「実質的なコンテンツ確認」を回避する理由として安易に適用されることを強く危惧します。つきましては、照会者から提示された URL 等はあくまで「作品を特定するための情報」であることを前提とし、事業者に対しては、形式的な当該 URL そのものからの学習の有無の確認に留まらず、当該作品（コンテンツ）を含む動画等が学習データに含まれているか否かについて誠実に確認・回答が行われるよう、本原則または注釈等において明示することを要望いたします。

以上